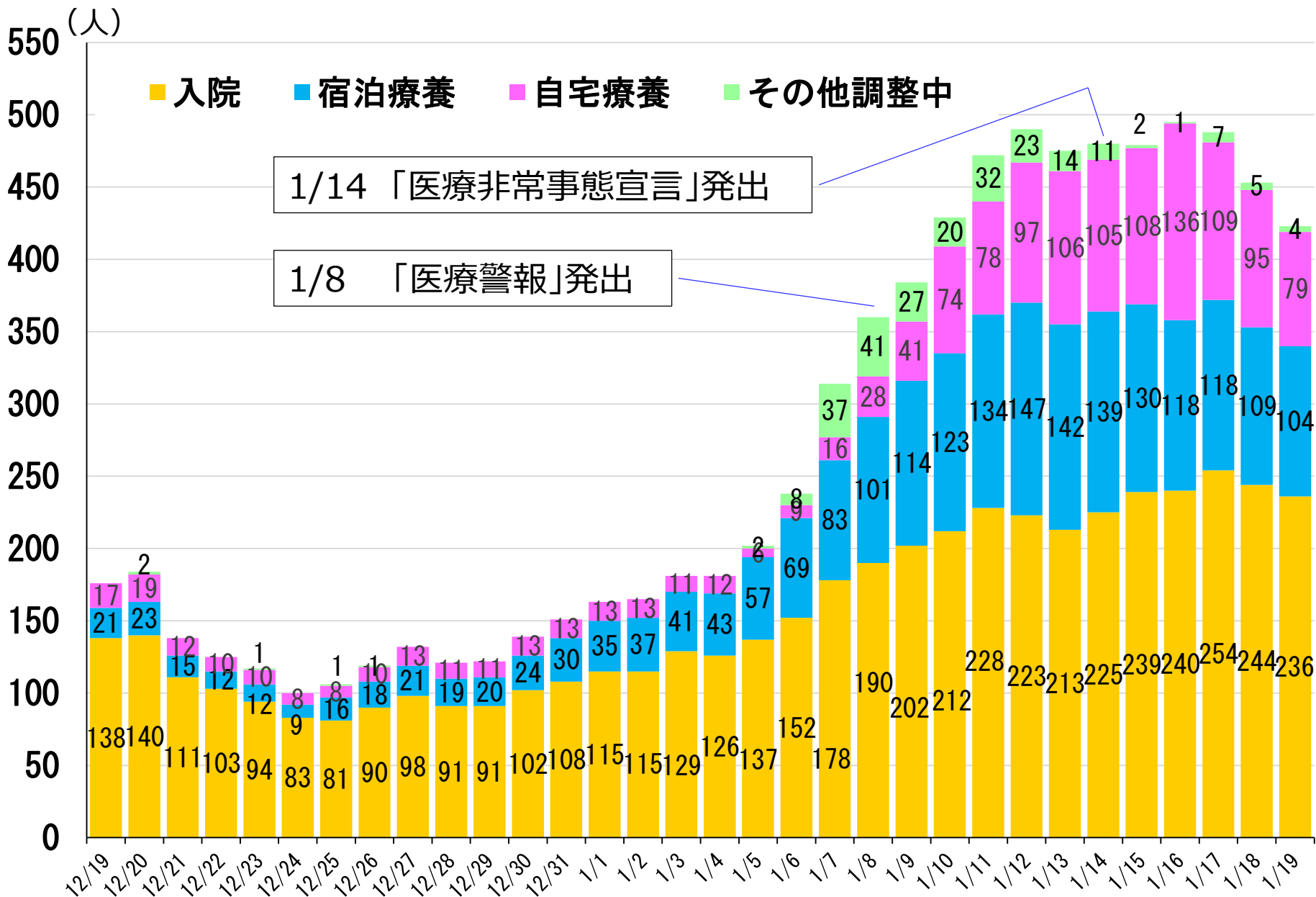


# 1月20日（水） 知事会見

- 1 療養者の状況
- 2 白馬村における対策の強化
- 3 松本市における対策の強化
- 4 小諸市における営業時間短縮等の協力要請を終了

# 1-1 療養者数の推移 (日別集計、各日とも20時時点の状況)



# 1-2 病床利用の状況

(1月19日 (火) 20時現在)



## 病床占有率(全国統一の数値)

病床全体(病床数:350床)	<b>67.4%</b>
重症者用病床(病床数:48床)	<b>6.3%</b>

## 【参考】病床逼迫度(長野県の独自指標)

病床		入院者数 ※	病床逼迫度
中等症・ 軽症者用 (302床)	一般病床(287床)	<b>200人</b>	<b>69.7%</b>
	専門病床(15床)	<b>1人</b>	<b>6.7%</b>
重症者用 (48床)	一般病床(41床)	<b>3人</b>	<b>7.3%</b>
	専門病床(7床)	<b>0人</b>	—
実質病床利用率		<b>204人</b>	<b>58.3%</b>

※ 350床以外の病床で入院している方:32名を除く

# 1-3 4ブロック別病床逼迫度

(1月19日 (火) 20時現在)



中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の逼迫度

## 中信

病床逼迫度

84.8%

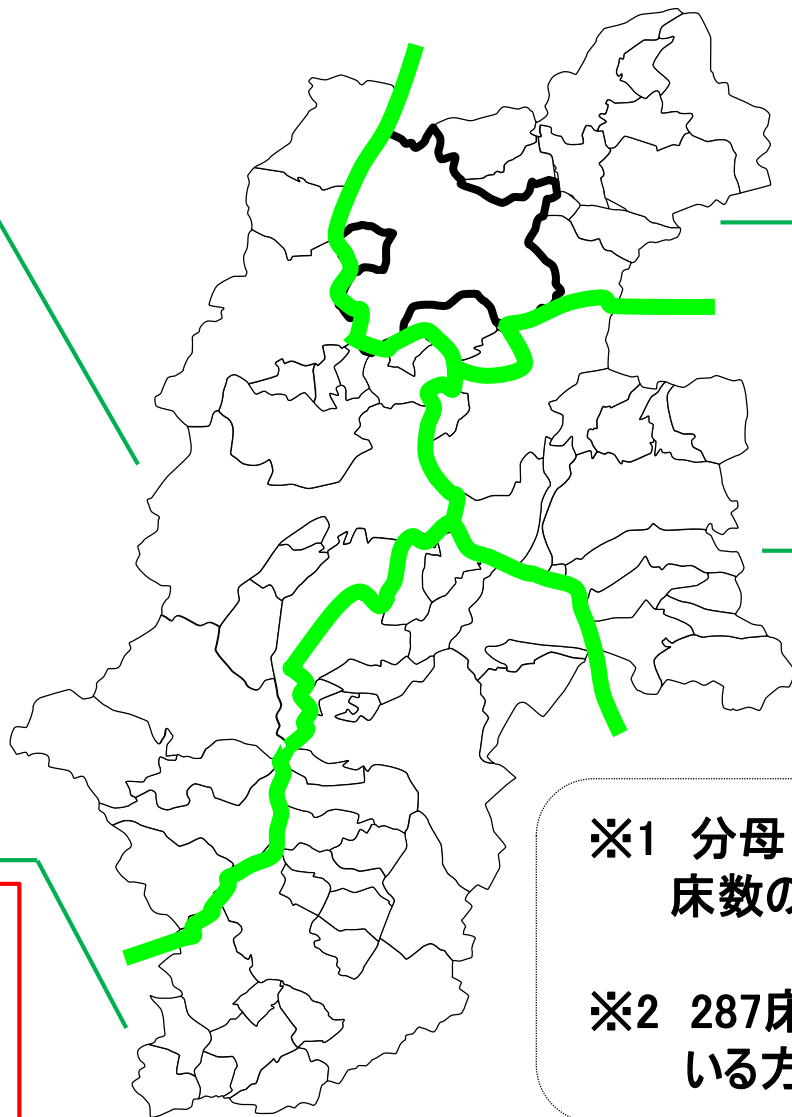
## 南信

病床逼迫度

54.0%

二次医療圏を越えて  
入院している方(全県)

41人



## 北信

病床逼迫度

75.8%

## 東信

病床逼迫度

65.5%

※1 分母: 中等症・軽症者用の病床数のうち一般病床数=287床

※2 287床以外の病床で入院している方を除く

**白馬村：「レベル5」、「特別警報Ⅱ」**発出

(2月4日(木)まで)

**松本市：「レベル5」、「特別警報Ⅱ」**発出中

**対策を強化**

(「特別警報Ⅱ」の発出期間を2月4日(木)まで延長)

# ○ 直近1週間の新規陽性者の状況

(人)

		1/13 (水)	1/14 (木)	1/15 (金)	1/16 (土)	1/17 (日)	1/18 (月)	1/19 (火)
白馬村	陽性者数累計	12	11	15	12	13	14	16
	人口10万人当たり累計	18.94	18.45	19.43	18.65	16.29	14.48	15.16
松本市	陽性者数累計	61	66	67	78	77	72	72
	人口10万人当たり累計	18.94	18.45	19.43	18.65	16.29	14.48	15.16
全県	陽性者数累計	386	376	396	380	332	295	309
	人口10万人当たり累計	18.94	18.45	19.43	18.65	16.29	14.48	15.16

- 北アルプス圏域の感染警戒レベルを「4」に引き上げ、対策を強化(1/16～)。
  - 白馬村では、1/17～1/19の3日間で7人、直近1週間で16人の新規陽性者を確認。
  - 寮などの共同生活の場での感染や、感染経路不明などリスクの高い事例も見られる。
- 感染警戒レベルを「5」に引き上げ、対策を強化。

(県民及び来訪者への協力要請)

- ① **感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請** 【白馬村全域】

(事業者への協力要請)

- ② **酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)について協力を要請**

【白馬村中部地区(南の境界は平川、北の境界は松川、東の境界はJR大糸線で囲まれる区域(1月22日~2月4日)]

- ③ **職場や共同生活の場での感染防止対策のさらなる徹底をお願い**

(①、②：特措法第24条第9項に基づく措置)



(事業者及び商店街等への支援)

#### ④ 前頁②の要請に協力した区域内の事業者を支援

【協力金：56万円／事業者（4万円／日×14日間）】

#### ⑤ 感染防止対策などに係る地域の取組への支援を検討

(集中的な検査の実施)

#### ⑥ 飲食店の従業員等に対し集中的な検査を実施

(関係機関等との連携による対策の検討)

#### ⑦ 観光地としての特性を踏まえた効果的な対策を検討

(公共施設の休止等の検討)

#### ⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、 白馬村に対しても検討を要請

## 2-4 営業時間短縮等を要請する施設 (白馬村の一部区域)

● 期間：1月22日（金）～2月4日（木）

対 象	ガイドライン 遵守の有無	要 請 内 容
<p>接待を伴う飲食店、 飲食店（酒類の提供を行う ものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕</p> <p>スナック、カラオケボックス等</p>	非遵守	休 業
<p>〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕</p> <p>スナック、カラオケボックス等</p>	遵 守	営業時間の短縮 (5時～20時)
<p>飲食店等（酒類の提供を 行うものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕</p> <p>居酒屋、レストラン等</p>	—	<p>営業時間の短縮 (5時～20時)</p> <p>※ 宅配・テイクアウトを除く</p>

#### ● 松本市における1週間当たりの新規陽性者数

	陽性者数	人口10万人当たり
1/13~1/19	72人	30.05人
1/1~1/7	68人	28.38人

→ 「特別警報Ⅱ」発出時点(1/8)を上回る状況。

- 集団的な感染や感染経路不明などのリスクの高い事例も継続して確認されている。

→ 集団的な感染の連鎖を未然に防ぐための実効的な対策を講じる必要がある。

(県民及び来訪者への協力要請)

- ① **感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請** 【松本市全域】

(事業者への協力要請)

- ② **酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・(休業・営業時間短縮)について協力を要請**

【松本都市計画区域内の市街化区域(1月22日～2月4日)】

(事業者及び商店街等への支援)

- ③ **②の要請に協力した区域内の事業者を支援**

【協力金：56万円／事業者(4万円／日×14日間)】

- ④ **感染防止対策などに係る地域の取組への支援を検討**

(①、②：特措法第24条第9項に基づく措置)

### 3-3 営業時間短縮等を要請する施設 (松本市の一部区域)

● 期間：1月22日（金）～2月4日（木）

対 象	ガイドライン 遵守の有無	要 請 内 容
<p>接待を伴う飲食店、 飲食店（酒類の提供を行う ものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕</p> <p>スナック、カラオケボックス等</p>	非遵守	休 業
	遵 守	営業時間の短縮 (5時～20時)
<p>飲食店等（酒類の提供を 行うものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕</p> <p>居酒屋、レストラン等</p>	—	<p>営業時間の短縮 (5時～20時)</p> <p>※ 宅配・テイクアウトを除く</p>

## 4-1 小諸市における新規陽性者数の推移

- 1/3 佐久圏域の感染警戒レベルを「4」、「特別警報Ⅰ」発出
- 1/6 小諸市の感染警戒レベルを「5」、「特別警報Ⅱ」発出

12/30～1/5	1/6～1/12	1/13～1/19	
陽性者数	陽性者数	陽性者数	人口10万人あたり
31人	78人	9人	21.89人

小諸市における施設の休業・営業時間の短縮の協力要請を

**1月21日（木）をもって終了します。**

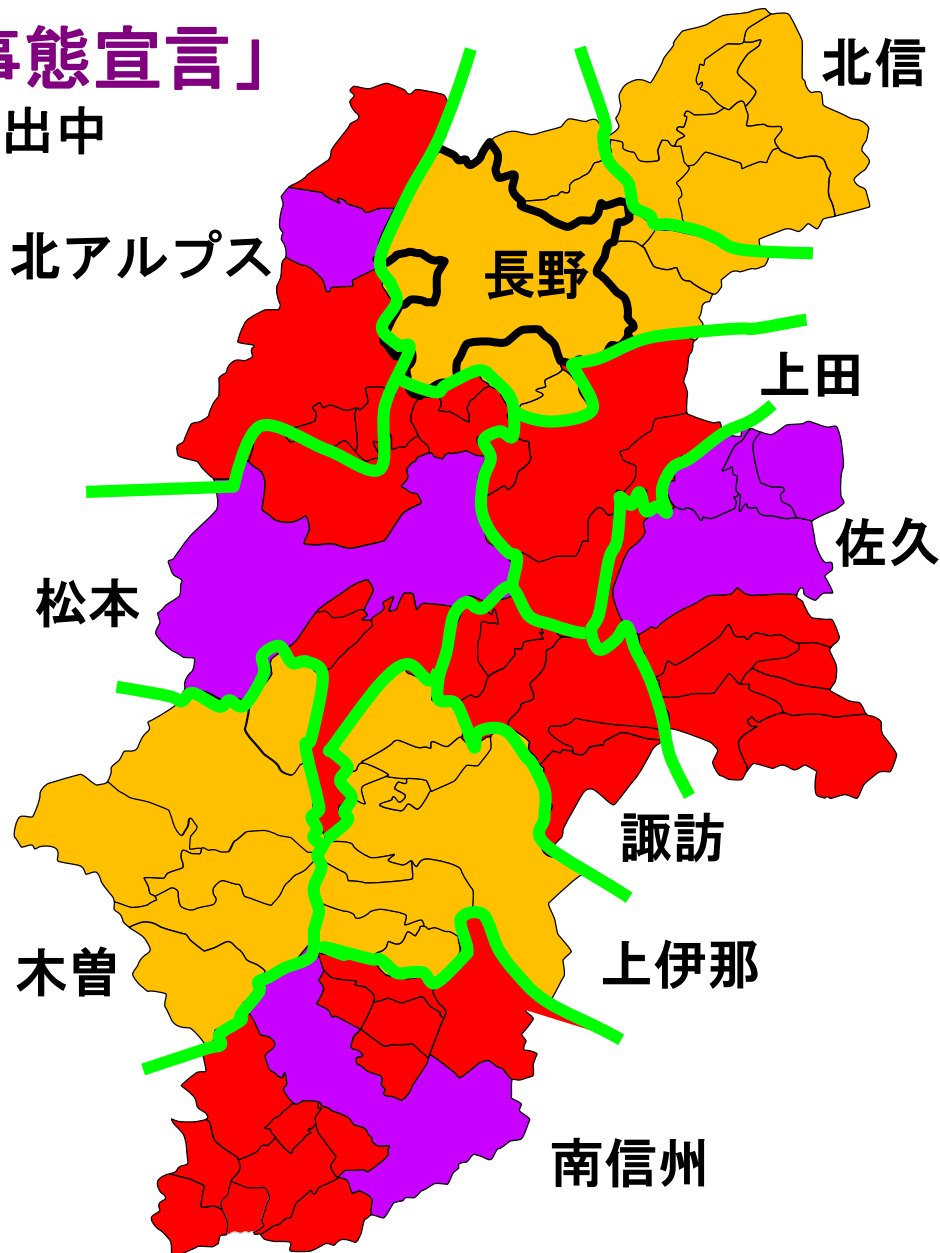
（1月8日～）

**なお、感染警戒レベル5は維持します。**

地域の皆様のご協力に  
心から感謝申し上げます。

# 「医療非常事態宣言」

全県に発出中



「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」

「新型コロナウイルス警報」



- ① 人との接触機会を極力減らしてください。特に、高齢者や基礎疾患のある方は不要不急の外出を控えてください。
- ② 感染拡大地域への訪問は極力控えてください。
- ③ 大人数、長時間など感染リスクの高い会食（自宅、職場等も含む。）は控えてください。